

議員提出第五号議案

食品ロス削減に向けての更なる取組を進めることを求める意見書

まだ食べることができている食品が、生産、製造、販売、消費の各段階で廃棄される、いわゆる食品ロスは国内発生量が年間六百四十六万トン（二〇一五年度）と推計されており、これは国連の世界食糧計画（WFP）が発展途上国に食糧を援助する量の約二倍に上り、その削減は今や我が国における喫緊の課題と言える。

政府は、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」に沿い、家庭での食品ロスの量を二〇三〇年度までに半減させることを目指しているが、事業者を含め国民各層の食品ロスに対する取組や意識啓発は、今や必要不可欠である。

食品ロスを削減していくためには、国民一人一人が各々の立場において主体的にこの課題に取り組む、社会全体に拡げて行くことを目指して、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。

また、まだ食べることができるとしては、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人に提供するなど、できるだけ食品として活用していくことも重要である。

よって、国会及び政府におかれては、国、地方公共団体、事業者、消費者等が一体となって食品ロス削減に向けての取組を進めるため、次の事項について真摯に取り組むことを強く要望する。

一 国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を総合的に推進するため、法律の制定を含めたより一層の取組を実施すること。

二 商慣習の見直し等による食品事業者の廃棄抑制や消費者への普及・啓発、学校等における食育・環境教育の実施など、食品ロス削減に向けての国民運動をこれまで以上に強化すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成三十一年三月十五日

大分県議会議長 井 上 伸 史

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
文部科学大臣	柴山昌彦殿
厚生労働大臣	根本匠殿
農林水産大臣	吉川貴盛殿
経済産業大臣	世耕弘成殿
環境大臣	原田義昭殿
内閣府特命担当大臣	宮腰光寛殿

（消費者及び食品安全）